

機器情報のシステム登録誤りの概要

メーカーが新商品を開発

機器毎に電力容量等を確認し、当社が認定

■仕様書(例)

①コンパクトエコキュート

申請型式	タンク容量 (L)	消費電力		備考
		HP 部	その他	
XXXX	177	中間期 1.34 kW	風呂保温 177 W 凍結防止ヒーター 36 W	TOU 専用 ヒートポンプ式 高圧力 寒冷地向け 追焚フルオート
		冬期高温加熱 2 kW		
		最大消費電力 2.6 kW		

②多機能型エコキュート

申請型式	タンク容量 (L)	消費電力		備考
		HP 部	その他	
XXXX	460	中間期 1.23 kW	ユニット間循環ポンプ [※] 制御 0.024 kW 0.01 kW :	TOU 対応 ヒートポンプ式 高圧力型 床暖房機能有 フルオート
		冬期高温 2 kW		

システム登録(本店)

確認した仕様書に基づき、
型番、容量等をシステム登録



①「機器容量」の登録誤り

左の例では、通電制御型蓄熱式機器の機器容量を(正)2キロボルトアンペアと登録するところを、(誤)2.6キロボルトアンペアで登録した

②「機種コード」の登録誤り

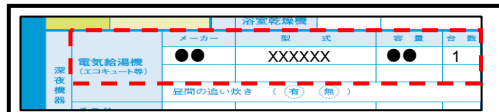
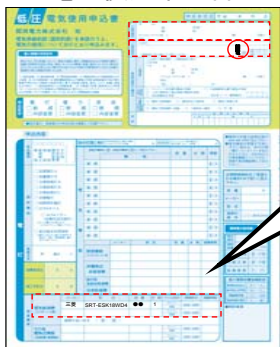
左の例では、「床暖房機能有」の機種コードを(正)“930”(オフピーク蓄熱式電気温水器)と登録するところを、(誤)“974”(夜間蓄熱式機器)で登録した

登録誤り

機器情報
データベース

電気の使用申込の受付(営業所)

■お客さまから電気使用申込書を受領し、システム入力を行う
＜電気使用申込書＞



電気使用申込書の内容をシステム入力を行う

受付
システム

営業所にて機器型番をシステム入力すると、機器情報データベースから機器情報が自動反映される。

関係

結果として、電気料金の算定誤りが生じた。